

対象者別にみた公共職業訓練政策の体系（2019年7月現在）と2018年度の実績値

直接的な支援等	公共職業訓練事業	個人への訓練機会の提供	個別政策の内容		学卒者、若年未就業者	離職者		在職者				2018年度実績	
			雇用保険受給者 * 離職前の2年間に被保険者であった期間が通算12ヶ月以上必要	離職者訓練(施設内訓練) * 無料(テキスト代等除き、国・都道府県が負担)		普通職業訓練 短期課程 ^{注4}	受給者以外	正規雇用		非正規 (有期契約・派遣・パート)	障害者		
								若年	中高年		正規雇用		非正規
直接的な支援等	学卒者	学卒者訓練(施設内訓練) ^{注2} * 有料(受講者負担)	普通職業訓練 普通課程	主にものづくり関連の訓練 中卒者・高卒者を対象とし、基礎技能・知識習得を目的とする。訓練期間は中卒2年間、高卒1年間。	○	×	×	×	×	×	×	16,934 ^{注3}	
			高度職業訓練 専門課程	主にものづくり関連の訓練 高卒者を対象とし、高度な技能・知識習得を目的とする。訓練期間は2年間。	○	×	×	×	×	×	×		
			高度職業訓練 応用課程	主にものづくり関連の訓練 上記専門課程修了者を対象とし、高度で専門的かつ応用的な技能・知識習得を目的とする。訓練期間は2年間。	○	×	×	×	×	×	×		×
	離職者	雇用保険受給者 * 離職前の2年間に被保険者であった期間が通算12ヶ月以上必要	普通職業訓練 短期課程 ^{注4}	ものづくりに関する基礎的な資格の取得を目的とした、雇用情勢や地域の求人ニーズに合わせた柔軟で様々な訓練・コースを実施。	×	○	△ ^{注5}	×	×	×	×	×	33,230 ^{注3}
			離職者訓練(委託訓練) * 無料(テキスト代等除き、国が負担)	高額な訓練設備を要しない訓練を実施。訓練期間は概ね3ヶ月～2年間。	×	○	△ ^{注5}	×	×	×	×	×	73,146
		雇用保険受給者でない者	基礎コース	多くの職種に共通する職務遂行に必要な基礎的能力を習得するためのコース。 訓練期間は2カ月から4カ月、1カ月につき100時間以上。2019年1月時点で、15,458コースを展開。	○	△ ^{注5}	○	×	×	×	×	×	23,384
	実践コース	特定の職種の職務遂行に必要な実践的能力を習得するための訓練コース。 訓練期間は3カ月から6カ月、1カ月につき100時間以上。2019年1月時点で、34,373コースを展開。	○	△ ^{注5}	○	×	×	×	×	×			
	在職者	在職者訓練(施設内訓練) * 有料(事業主が負担)	普通職業訓練 短期課程 ^{注4}	以下の2つのコースをはじめとして、主にものづくり分野における最新の技能・技術の習得や資格取得によるスキルアップなど、地域の産業ニーズに合わせた柔軟で多様な訓練・コースを実施。 ●技能士コース(技能検定の合格を目指す訓練) ●管理監督者コース 一級技能士：1ヶ月以上6ヶ月以下、100～150時間 6ヶ月以下、10～40時間 二級技能士：1ヶ月以上6ヶ月以下、100～150時間 単一等級技能士：1ヶ月以上6ヶ月以下、120～150時間 その他特定の検定：2ヶ月以上6ヶ月以下、240～700時間 その他の検定：原則6ヶ月以下、12時間以上	×	×	×	○	○	○	×	×	121,406 ^{注3}
			高度職業訓練 専門短期課程	在職者等を対象に高度な技能・知識を訓練する短期訓練。6ヶ月以下12時間以上	×	×	×	○	○	○	×	×	
			高度職業訓練 応用短期課程	在職者などを対象に高度で専門的、応用的な技能・知識を有する労働者に養成するための短期訓練。 1年以下60時間以上	×	×	×	○	○	○	×	×	
生産性向上支援訓練 * 有料(事業主が負担)		全国の職業能力開発促進センターに設置された生産性向上人材育成支援センターが、社員訓練を希望する企業の個別の課題にあわせて、カリキュラムを作成。訓練を民間教育訓練機関に委託して行う。	×	×	×	○	○	○	×	×	33,294		
IT理解・活用力習得訓練 * 有料(事業主が負担)	平成30年度から3カ年の計画で実施している訓練コース。主に中小企業や製造現場等で働く人を対象に、ITに関する包括的な理解と活用促進を目的として実施している。訓練期間は0.5日～3日であり、生産性向上人材育成支援センターが窓口となり、民間教育訓練期間に委託して行う。	×	×	×	○	○	○	×	×	4,376			
障害者	障害者訓練(施設内訓練) * 無料(国が負担)	普通職業訓練 普通課程	CADやプログラム設計などのものづくり関連の訓練等を実施。訓練期間は主に1年間又は2年間。	△ 障害者	×	×	×	×	×	×	2,187		
		普通職業訓練 短期課程	知的障害、発達障害、精神障害のある方を中心に、サービス分野や事務分野での比較的簡易な実務などを通じた職域開発等を目的に、障害特性等に応じた柔軟な訓練を実施。訓練期間は主に6ヶ月又は1年間。なお、在職者の場合は短期課程(数日間程度)で実施。		×	×	×	○	○				
	障害者訓練(委託訓練) * 無料(国が負担)	企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、パソコンスキル等の知識・技能を習得する訓練、企業等の現場を活用した実践的能力を習得する訓練等を実施。訓練期間は主に3ヶ月以内。	×		×	×	○	○	3,489				
職業訓練指導員の確保・養成	指導員になりたい人	指導員養成訓練(施設内訓練) * 公共職業訓練実施機関に所属・採用された者：無料 * それ以外：有料	長期養成課程	職業訓練指導員候補者として職業訓練実施機関に採用された者を対象として、専門課程の高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法並びに技能及び技術を培う。訓練時間：3,600時間、訓練期間：2年間	△ 職業訓練指導員免許取得希望者及び指導員経験者等	×	△	×	×	○	○	72	
			短期養成課程(指導力習得コース)	特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち職業能力開発指導力を培う。訓練時間：144時間、訓練期間：1年間								—	
			短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コース)	職業訓練指導員試験を受けることができる者等に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法を培う。訓練時間：140時間以上、訓練期間：1ヵ月以上1年未満								41	
			職種転換課程	職業訓練指導員免許を既に有している者等に対して他の免許を追加で取得させ、当該追加免許職種に関する普通職業訓練を担当させるために必要な技能及び技術を培う。 (第一類)訓練時間：1,800時間以上、訓練期間：1年 (第二類)訓練時間：900時間以上、訓練期間：6ヵ月								5	
指導員技能向上訓練(施設内・施設外訓練) * 有料(事業主又は受講者負担)	研修課程	職業訓練実施機関等において訓練指導を担っている職業訓練指導員を対象として、最新の技術革新・動向等を踏まえた技能・専門的知識のフラッシュアップや訓練運営上における直近の個別的な課題の解決に向けた手法等の習得・共有化を目的とする。訓練時間：12時間以上、訓練期間：2日以上	5,375										
個人への経済的支援	在職者または原則として離職後1年以内の者	一般教育訓練	厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を、労働者が費用負担して受ける場合、訓練費用の20%(年間上限10万円)を支給する。 * 雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あること(初回の場合は1年以上) 指定講座は、「輸送・機械運転関係」、「医療・社会福祉・保健衛生関係」、「専門的サービス関係」、「情報関係」、「事務関係」、「営業・販売・サービス関係」、「技術・農業関係」、「製造関係」、「その他」など。平成31年4月時点の指定講座数は11,701講座。	×	△	△	92,571						
		専門実践教育訓練	厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練を、労働者が費用負担して受ける場合に、訓練費用の50%(年間上限40万円)、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、訓練費等の20%(年間上限16万円)を支給する。 * 雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あること(初回の場合は2年以上) ①「業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程」、②「専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム」、③「専門職学位課程」、④「大学等の職業実践力育成プログラム」、⑤「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程」、⑥「第四次産業革命スキル習得講座」、⑦「専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程」の7分野。平成31年4月時点の指定講座数は2,407講座。 なお、専門実践教育訓練の受給者のうち、45歳未満の離職者で、初めて同制度を利用する者等一定の要件を満たす場合には、教育訓練支援給付金として基本手当日額の80%を支給する。	×	△	△	19,465						

注1:対象者欄の「○」は、当該個別政策の対象者を意味する。「△」は当該個別政策の対象者に対して、特定の要件を課すものである。

注2:施設内訓練とは国や都道府県が運営する公共職業訓練機関で提供される職業訓練である。委託訓練とは国や都道府県からの委託によって、民間教育訓練機関等が提供する職業訓練である。認定訓練とは(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から認定を受けた教育訓練機関が実施する職業訓練である。

注3:施設内訓練による学卒者訓練、離職者訓練、在職者訓練の2018年度実績は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する訓練機関の受講者数に比べ、都道府県が自治事務として運営する訓練機関の受講者数も含む数値である。

注4:離職者訓練(施設内訓練)と在職者訓練(施設内訓練)の普通職業訓練短期課程は、法令上は同じ根拠規定に基づいているが、実務上は異なる職業能力開発促進法施行規則に基づいており、離職者訓練は別表第4をはじめとした様々なコースを地域ニーズに応じて提供するが、在職者訓練は別表第3、第5に基づいて管理監督者コース、技能士コースを設定している。

注5:原則として離職者訓練は雇用保険受給者を、求職者支援訓練は雇用保険受給者以外を対象とした制度であるが、本人が希望し必要な手続きを踏めば、雇用保険受給者が求職者支援訓練を受けることも、受給者以外が離職者訓練を受けることも可能である。

出所:公共職業訓練政策の体系化と個別政策の内容と対象者の整理については、JLPT資料シリーズNo.220(2019)「OECD Databaseによる公共職業訓練政策の国際比較-公共職業訓練費に注目して-」(執筆:関家ちさと)pp.39-81を基に関家が行い、厚生労働省の担当者による加筆・修正を加えた。ただし、「IT理解・活用力習得訓練」については、厚生労働省第19回中央訓練協議会(平成30年度ハローワーク・トレーニング(公的職業訓練)に係る予算案について)を基に作成した。

出所:「2018年度実績」については、厚生労働省人材開発担当参事官室の担当者が記入した。

	個別政策の内容	学卒者若年未就業者	離職者		在職者					2018年度実績		
			雇用保険受給者	受給者以外	正規雇用		非正規 (有期契約・派遣・パート)	障害者				
					若年	中高年		正規雇用	非正規			
職業能力評価・技能振興事業	個人の職業能力評価のためのインフラ整備	職業能力評価基準	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
		ジョブ・カード制度	○	○	○	○	○	○	○	○	242,095 (作成者数)	
		キャリアコンサルタント登録制度	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	41,842 (登録者数累計)	
		技能検定制度	○	○	○	○	○	○	○	○	32,4073 (合格者数)	
		社内検定制度	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲		
	優れた技能の維持・継承・発展のための制度	技能競技大会	若年者ものづくり競技大会	○	×	×	×	×	×	×	×	445 (参加者数)
			技能五輪全国大会	○	×	×	○	×	×	×	×	1,292 (参加者数)
			技能五輪国際大会	○	×	×	○	×	×	×	×	1,348 (2019年度参加者数)
			技能グランプリ	×	×	×	△ 熟練技能者					533 (参加者数)
		若年技能者人材育成支援等事業	×	×	×	△ 熟練技能者					1,072 (認定者数)	
卓越した技能者(現代の名工)表彰制度	×	×	×	△ 熟練技能者					150 (表彰者数)			
企業等への支援事業	社内訓練を行う企業への支援	グッドキャリア企業アワード	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲		
		認定職業訓練	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	208,088 (受講者数)	
		人材開発支援助成金	特定訓練コース 一般訓練コース	×	×	×	▲	▲	×	▲	×	168,855 (件数)
			教育訓練休暇付与コース	×	×	×	▲	▲	×	▲	×	
			特別育成訓練コース	×	×	×	×	×	▲	×	▲	
			建設労働者認定訓練コース	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲	
		建設労働者技能実習コース	×	×	×	▲	▲	▲	▲	▲		
障害者職業能力開発コース	×	▲ 障害者		×	×	×	×	×				
職業訓練サービスガイドラインと、適合事業所認定	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	20 (認定事業所数) 488 (ガイドライン研修受講事業所数)			

注: 対象者欄の「○」は、当該個別政策の対象者を意味する。「△」は当該個別政策の対象者に対して、特定の要件を課すものである。「▲」は、当該個別政策によって間接的に支援を受ける者を意味する。

出所: 公共職業訓練政策の体系化と個別政策の内容と対象者の整理については、JILPT資料シリーズNo.220(2019)「OECD Databaseによる公共職業訓練政策の国際比較-公共職業訓練費に注目して-」(執筆: 関家ちさと)pp.39-81を基に関家が行い、厚生労働省の担当者による加筆・修正を加えた。

出所: 「2018年度実績」については、厚生労働省人材開発担当参事官室の担当者が記入した。

2018年度 公共職業訓練事業の対象者・訓練方法別の受講者数(単位:人数)

	学卒者、 若年未就業者	離職者	在職者	障害者	指導員	合計
施設内訓練	16,934	33,230	121,406	2,187	5,493	179,250
委託訓練及び 求職者支援訓練	-	96,530	37,670	3,489	-	137,689
合計	16,934	129,760	159,076	5,676	5,493	316,939

2018年度 公共職業訓練事業の対象者・訓練方法別の内訳(単位:%)

	学卒者、 若年未就業者	離職者	在職者	障害者	指導員	合計
施設内訓練	5.3	10.5	38.3	0.7	1.7	56.6
委託訓練及び 求職者支援訓練	0.0	30.5	11.9	1.1	0.0	43.4
合計	5.3	40.9	50.2	1.8	1.7	100.0

出所:「対象者別にみた公共職業訓練政策の体系と2018年度の実績値」を基に、関家作成。

注:指導員技能向上訓練の受講者数は、すべて施設内訓練に計上している。